

<平成15年度第2回定期総会第3号議案>

会則第5条第1項第2号に基づく事業として、施設予約システム開発事業を行うため、会則第12条に基づき以下の事業部会を設置する。

1. 事業部会名

施設予約システム事業部会

2. 参加会員

市

豊橋市	岡崎市	一宮市	瀬戸市	半田市	春日井市	豊川市
碧南市	刈谷市	安城市	西尾市	蒲郡市	犬山市	常滑市
江南市	小牧市	稲沢市	新城市	東海市	大府市	知立市
尾張旭市	岩倉市	豊明市	日進市	田原市		

町村

東郷町	長久手町	西枇杷島町	師勝町	春日町	清洲町	新川町
大口町	扶桑町	七宝町	美和町	甚目寺町	大治町	蟹江町
十四山村	弥富町	佐屋町	阿久比町	東浦町	武豊町	一色町
吉良町	幡豆町	幸田町	額田町	三好町		

(補足: 事業部会設置に伴い、施設予約システム研究会は廃止する)